

## 静岡文化芸術大学研究推進委員会規程

(趣旨)

第1条 本学における研究水準の向上及び研究活動の質向上と活性化を推進するため、公立大学法人静岡文化芸術大学教育研究審議会規程第12条の規定に基づき、静岡文化芸術大学研究推進委員会（以下「委員会」という。）を設置することとし、その運営に必要なことを定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究組織・研究環境整備に関すること。
- (2) 学内特別研究費のあり方に関すること。
- (3) 知的財産の創出・活用に関すること。
- (4) 研究活動の評価・改善に関すること。
- (5) 研究成果の発信（紀要、出版等）に関すること。
- (6) 外部競争資金の導入促進に関すること。
- (7) 国際シンポジウム・地域・他大学連携等の研究推進に関すること。
- (8) その他、研究推進に必要とされること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長の内から学長が指名する者
- (2) 学部長
- (3) 研究科長
- (4) 文化・芸術研究センター長
- (5) 事務局長
- (6) 企画室長
- (7) 地域連携室長
- (8) その他委員長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号に掲げる者をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させることができる。

(専門部会)

第7条 必要があるときは、委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画室において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月10日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年5月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。